

議員提案条例「子ども医療費支給」「給食費無償化」への反対討論

2024年12月11日
公明党京都市会議員団
湯浅光彦(右京区)

公明党京都市会議員団は、日本共産党議員団と無所属の井崎議員から提案されております市会議第16号(子ども医療費支給条例の改正)及び議第17号(学校給食費を無償化する条例)について「反対」の態度を表明しておりますので、議員団を代表して、以下にその理由を述べます。

提案された条例案で強調されている「子育て支援の充実」につきましては、私ども公明党として、子どもの幸せを最優先とする社会の実現を目指して、令和4年11月8日に『子育て応援トータルプラン』を発表し、その中において保護者の経済的負担軽減の観点からも、「子ども医療費」と「学校給食費」の無償化もしっかりと明記するとともに、国への働きかけをはじめ、全国的に着実な支援を進めているところであり、また毎年の京都市の予算要望にも「18歳までの医療費助成」を求めています。

また、先日発表された『新京都戦略』においても各々言及がなされており、京都市としても目指す方向性は何ら変わるものではありません。

では、なぜ反対するのか。まず第1に、予算を伴う条例を提案するための調整が不十分であるからです。

地方自治法第149条第2号及び第211条により、予算編成権は首長の専権事項であることが明確となっております。また、法第222条により、首長が予算を伴う議案を提案する際には、予算上の見込みを立てておく必要があります。

さらに、議員提出議案については、法第97条第2項において、首長の予算編成権を侵してはならないこと、法第109条第6項及び法第112条第1項の但し書きにおいて、予算を提案することは出来ないとされております。

しかしながら、その上で、令和3年の政府答弁書において、「地方議会の議員は、新たに予算を伴うこととなる条例案を議会に提出することはできるが、計画的かつ健全な財政運営を確保するため、あらかじめ執行機関と調整した上で提出することが適当である」とされております。

委員会における質疑の中で、担当局にこの点が確認されましたが、共産党議員団からは「局は同意した」と発言するも、局からは「同意した事実はない」と答弁が出たのです。条例の内容及び予算に関し、「事前の調整」といえるものでは無かったと判断せざるを得ません。

我が会派も、平成 22 年 9 月に『自転車安心安全条例』を提案した際には、執行機関と十分に調整し、他会派のみなさんにも説明を尽くしたうえで、京都市会 120 年の歴史で初めて、同僚議員のご理解とご賛同のもと、成立させることができたことを申し添えておきます。

第 2 に、令和 5 年 12 月に、京都市会全会一致で「府市協調の下で持続可能な制度として段階的に拡充することを求める決議」を採択したからであります。この決議に共産党議員団も賛成しているのですから、全会一致で可決した決議を重く受け止めるべきではないでしょうか。京都府においても、これらの決議を十分に踏まえて、現在検討を重ねていると伺っているところであります。

次に、市会議第 17 号であります、「給食費無償化」は毎年 40 億円もの多額の財源を要する、極めて大きな事業であります。地方自治体で容易に行える事業ではなく、公明党の主張も反映し、現在、国において、文部科学省の実態調査も踏まえ、『経済財政運営と改革の基本方針 2024』において無償化への課題整理を行うとされております。

さらに、長く求めてまいりました体育館の空調設置についても、このたびの国の緊急経済対策にも加速化する方針が示されたところであります。国の動きも注視し、今後もしっかりと議論をしていく必要があることは言うまでもありません。

委員会の質疑で明らかになったことは、先ほどの子ども医療費支援と同様に、担当局に対して必要な予算額の確認はあったものの、事業実施についての調整を行うことはなかったとのことであります。

共産党議員団から提出された「市民 216 名を対象としたアンケート結果」につきましても、給食費の無償化、子ども医療費の無償化、中学校給食のセンター方式よりも自校方式、保育料の無償化に高い数値が示されましたが、いずれも「自由記述」ではなく、この 4 つに特化したものであります。これは、公平な市民意見の結果として評価するには、あまりにも不十分であると判断せざるを得ません。

その上、「給食無償化」と「子育て世帯の流出」の因果関係について、その根拠を示すよう求めましたが、持ち合わせていないとの事でありました。一つの課題をもって、いたずらに他都市と比較し、京都市がいかにも劣っているかのごとく喧伝されることは如何なものかと思えます。子育て世代の流出を防ぐには、全体間に立った総合的な取組が必要ではないでしょうか。

最後に、両議案における『財源の根拠』について申し述べます。共産党議員団の提案説明では、「令和 5 年度決算は 88 億円の黒字、財政調整基金は災害対応分を除いて 20 億円、過去負債の返済 35 億円をもって、100 億円規模の財源を見込むことができる」とされ、加えて「大型公共工事の縮減、大企業の法人市民税超過課税を最高税率まで引き上げるなどすれば、十分にまかなえる」との主張でありました。

これに対し、財政当局からの説明では、主張される黒字決算や財政調整基金は、安定した恒久財源ではなく、使えば無くなる一時的な財源であること。過去負債の返済を先送りすることは、将来世代により重い負担を押し付けることになり、『京都市持続可能な行財政の運営の推進に関する条例』の基本理念にも反する行為である、との指摘がありました。

また、公共工事などの投資的経費についても、その 70%強が既存施設の維持補修等であり、新規と呼べるものは数億円程度しかなく、法人市民税のさらなる超過課税における増収額は 5 億円程度である、との答弁でありました。これらから、安定的な恒久財源との根拠は不十分であると判断せざるを得ないため、この 2 つの条例案には賛成できないのであります。

共産党市会議員団の皆さんは、決算黒字を理由に、敬老パスや保育園の人件費補助の復活などを主張しておられます。また中学校給食の「自校方式」も声高く主張されておりますが、現在進めている「センター方式」に比べ多くの財源が必要となります。黒字財源は「打ち出の小づち」とでも思っていらっしゃるのでしょうか？ 疑問に思わざるを得ません。

以上、議案に反対する理由をるる申し上げましたが、子ども医療費や給食費の無償化は、各自治体の財政状況によって左右されるものではなく、どこに住んでいてもこれらの事業は等しくあるべきであり、不毛な「自治体間競争」に陥ることなく、国が制度として確立すべきものであると考えます。

本来、地方自治体が競争すべきなのは、その郷土の独自性を発揮し、「京都で子育てして本当に良かった」と思える、子どもの幸せを最優先する京都市ならではの取組を創意工夫して進めてことこそ肝要です。公明党はその実現のため全力で取組むことをお誓い申し上げて、討論いたします。ご清聴ありがとうございました。